

第 6 章 計画の推進体制と進行管理

この章では、第 2 次計画を着実に推進していくための体制や、計画の進行管理方法について示しています。

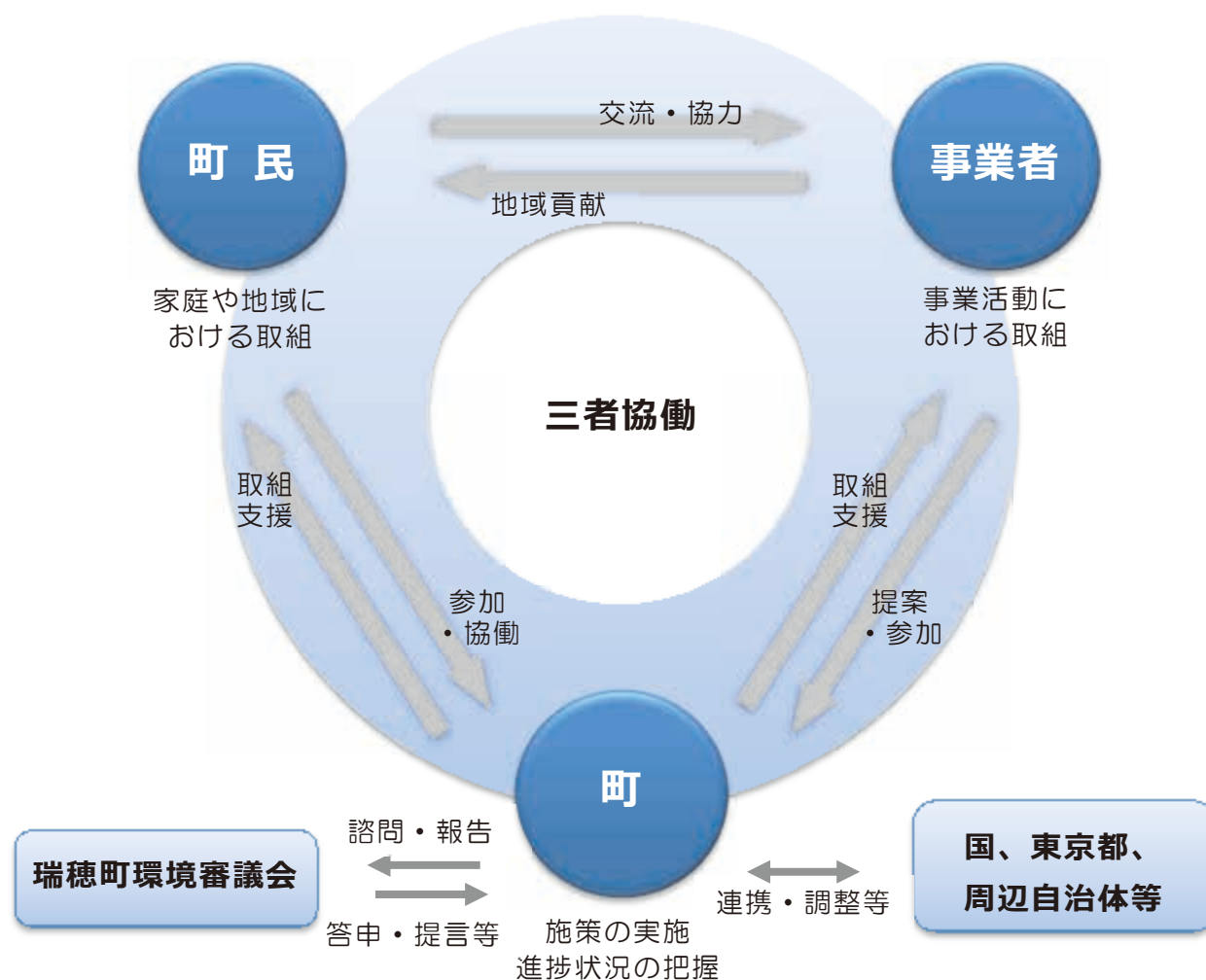
1 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

第2次計画の実効性を高め、効果的な推進をはかるために、町、町民および事業者が協働しながら、それぞれの役割を自主的に果たすよう推進体制の整備につとめます。

町は、第2次計画の効率的な推進に向けて、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について庁内関係部署で協議を行うとともに、施策間の調整を行います。これらを効率的に実施していくため、町民、事業者を含めた推進体制の整備につとめます。

●計画の推進体制



(2) 環境配慮行動の推進（町、町民及び事業者それぞれの推進）

町は、環境マネジメントシステムに基づき率先して環境配慮行動を実行し、望ましい環境像の実現に向けた施策・事業の推進にあたります。また、各種計画・施策の立案や推進に当たっては、第2次計画との整合性をはかります。

(3) 事業者、地域、民間団体のネットワーク化

町民（個人、団体を問わず）や事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民・事業者による幅広い環境活動に係るネットワーク形成を支援します。具体的には、事業者や民間団体との連携による環境調査の実施、町内会・自治会や民間団体の連携による清掃活動の実施などに向けて、必要に応じて町が調整役となり、町民・事業者の自主的活動の推進を支援します。

(4) 国、東京都、周辺自治体などとの協力体制づくり

第2次計画の推進にあたっては、町を主体としながら、国や都、周辺自治体などへ計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請して、連携しながら計画を推進します。具体的な体制については、取組内容に応じて、環境審議会や関係者の意見を聴いて、決定していきます。

(5) 年次報告と財政上の措置

第2次計画を着実に実行するため、実施施策などに関する年次報告書を作成し、公表します。

また、計画に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置や、その他の措置を講ずるものとします。

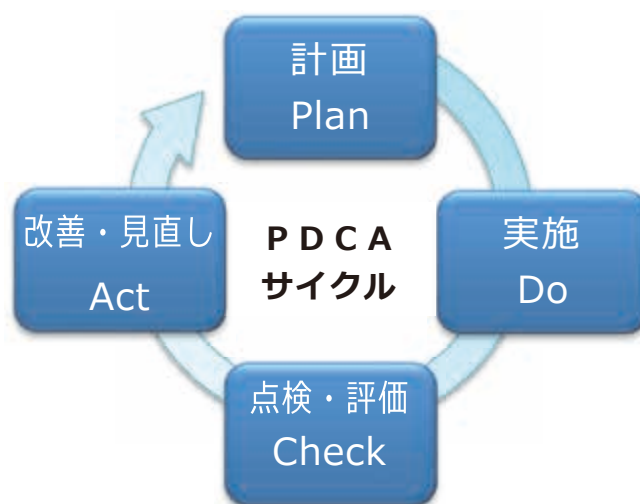
2 計画の進行管理

(1) 町の施策の実施状況の把握

第2次計画に掲げる施策を着実に推進していくために環境マネジメントシステムの考え方である計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Act）というPDCAサイクルに基づき、本計画の進行管理を行います。

町は、環境の状況や施策・事業、重点プロジェクトの進捗状況を評価するため、環境目標・指標を把握していきます。

●PDCAサイクル



(2) 町民・事業者の取組状況の把握

町民・事業者の取組状況は、イベントへの参加者数（全町一斉清掃、フリーマーケットなど）については毎年確認できるものの、例えば省エネ行動の実施状況は、アンケート調査を行わなくては把握できません。そのため、これらの内容に関しては適切な時期に、アンケート調査を実施し、把握していくものとします。

(3) 計画の進捗状況の公表、見直し

第2次計画の進捗状況及び施策の実施状況に関しては、毎年、環境審議会へ報告するとともに広報みずほやホームページなどを利用して公表していきます。

環境審議会では、毎年 of 報告を受け、改善すべき点などの指摘を行うとともに、おおむね5年毎に見直し方針を提案します。